

6月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進 也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 貞 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 田 美 香 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 下 佑 耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 内 優 子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 新型コロナ対策についてほか 吉川まゆみ 議員
(2) 新型コロナウイルスの対応についてほか 中島新一 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 最初に、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11番（吉川さん） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

1、新型コロナ対策について。

緊急事態宣言が全面解除され、5月25日から通常の学校生活が始まりました。新1年生にとっては不安と期待がいっぱいの学校生活、お友達と仲よくなれたでしょうか。行きたくないと困らせていないでしょうか。初めて小学校にお子さんを出された保護者の皆さんのご心配は尽きないと推察をいたします。

今回のコロナは経済にも大きな打撃をもたらしましたが、教育現場にもたくさんの課題を残しました。町におきましては、教育委員会中心に時々刻々と変わる国の方針を一つ一つ丁寧に検討をされ、児童生徒への対応に当たっていただきました。この場を借りて心から感謝申し上げます。

そこで、今回の教育現場での取り組みと今後の対応について伺います。

イとして、小学校の臨時休業に伴う家庭学習支援の取り組みについて、3点について質問をいたします。1点目として、4月からの児童の学習の取り組みとその間の先生の対応は。また、児童館の利用状況と学習支援状況は。そして、初めての取り組みを通して感じた課題について。

4月に入り、新1年生104名が希望に胸を膨らませ入学式に臨みました。しかし、4月10日までという休業が、急遽、感染拡大の対策として延期、4月24日までとなりました。誰もが戸惑い、児童、その保護者は、どう変わっていくのか不安だらけのスタートだったと思います。

そこで、新学期を迎えた4月からの児童の家庭学習の取り組みについて、また、その間の先生

の対応はどのようにされたのでしょうか、その点について伺います。

また、児童館については休みの取れない保護者の皆さんもいることから、児童館を開館していただきました。今回は3密を防ぐために、なるべく家庭での対応をお願いする中での運営でした。そこで、この間の児童館の利用状況と、また学習の支援状況はどのようにされたのでしょうか伺います。

また、家庭学習が2か月ほどに及びました。今回初めて長い家庭学習となりましたが、その中で感じた課題はどのようなことがあったのでしょうか、その点についてもお伺いいたします。

2点目として、朝の挨拶とチャイムを実施したが、その効果についてです。

当初は、臨時休業は5月のゴールデンウイーク明けまでとなっておりますが、さらに24日まで延期となりました。その中、5月11日月曜日より戸別受信機を活用して、学校生活と同じように先生の朝の挨拶と1時間ごとにチャイムを鳴らしていただきました。NHKでも取り上げていただきましたが、この取り組みについて、その効果と反響はどうだったのでしょうか伺います。

3点目として、臨時休業中の相談状況についてです。

今回は、思いのほか臨時休業が長引いてしまいました。その中、外出自粛は子ども達の生活を大きく変えました。登校できないことや、また友達とも集まって遊ぶことができないなど、そのストレスから、もしかしたら親と言い争いになったりもあったかもしれません。

そこで、この間に虐待やいじめ、家族間での問題など、相談対応はどうだったのでしょうか。

以上、3点について伺います。

ロとして、オンライン学習についてです。

1点として、初めて体育館でオンライン学習を実施いたしました。実施への経過と学習状況、また利用状況はです。

新型コロナ禍により休校が2か月に及ぶ中、注目されたのがオンライン学習でした。授業を再開できない中、4月の段階でオンライン授業を始めたところは、既に1人1台の端末が整備されている学校でした。

さて、当町では、今回初めて各学校の体育館にインターネット環境を整備し、パソコンの端末を使った学習を実施していただきました。大変ありがたかったわけですが、どのくらいの効果があったのでしょうか。

そこで、この取り組みは5月11日から開始されたと承知しておりますが、実施への経過と、また学習状況、そして利用状況はどうだったのでしょうか、その点について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

教育文化課長（堀内君） 1、新型コロナ対策について、イ、小学校の臨時休業に伴う家庭学習支援についてお答えいたします。臨時休業等の経過につきましては、これまでの答弁と重複するところもございますが、よろしくお伺いいたします。

町では、3月に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、4月9日から2週間、長野県が感染対策強化期間と位置づけたことを受け、県教育委員会からの通知及び坂城町新型コロナウイルス対策本部会議での協議により、4月10日から24日までの間、小中学校において一斉臨時休業を決定したところでございます。

また、休業期間中の4月16日には、これまで7都府県に発令されておりました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が全ての都道府県に拡大され、県から、措置法の規定に基づく外出と移動に関する自粛要請を受け、町の対策本部会議の協議により、臨時休業期間を5月6日まで延長することといたしました。

さらに、緊急事態宣言の延期を受け、町の対策本部会議の協議により、県内での感染動向が引き続き警戒を要する状況であることと、子ども達の健康を守るため、5月24日まで臨時休業の延長を決定したところでございます。

4月からの児童の学習の取り組みといたしましては、各学校からのプリントを中心とした課題のほか、インターネット環境を活用した学習支援といたしまして、各学校のホームページや「すぐメール」から教科書会社のホームページ、文部科学省のホームページ「子どもの学び応援サイト」、県教育委員会ホームページ「家庭学習サポート動画」などのコンテンツを紹介するとともに、学校職員会、学年会、教科会におきましては、無料版の個別学習支援システムの提供及びその周知を行ってまいりました。

この間の教員の対応といたしましては、子ども達への週1回の課題の作成と配付、回収、評価を行ったほか、子ども達の健康状況や生活状況、精神面等を考慮し、担任等による家庭訪問を実施するとともに、週2回「すぐメール」を活用した健康チェックや、希望者には必要に応じて教育相談、健康相談などの個別対応等、きめ細やかな対応に努めてまいりました。

また、臨時休業中の児童館の利用につきましては、1年生が226名、2年生も同じく226名、3年生155名、4年生14名、5年生13名、そして6年生につきましては利用者がいないといった状況で、その間の対応といたしましては、各小学校に配置する支援員をそれぞれの児童館に配置することにより、午前中から開館することが可能となり、学校から配付された課題、学習の補助や遊びや日常生活の指導、見守りなどの支援を行ってまいりました。

このように、長期間にわたり臨時休業中の取り組みを行ってまいりましたが、新年度が始まってすぐに休業に入ってしまったこともあり、まだ新学期の授業を行っていない状況の中、教員は子ども達への課題作成の際に、内容やその量などに苦慮したほか、各家庭の環境や個人の取り組み方などの違いから、配付された課題の進み具合や生活のリズムの面でも個人差が多く見られたことから、今後の課題として検討しなければならないといった意見が出されたところでございます。

こうした問題につきましては、臨時休業が長期化するに伴いまして、個別相談の際、保護者か

らご意見をお聞きした教員からの提案として、5月11日から22日までの間の平日に限り、家庭でも学校と同じように時間の区切りを意識した生活が送れるよう、町内全戸・全事業所に配付した防災行政無線の戸別受信機を活用いたしまして、朝の学校長などの挨拶から始まり、午前9時、10時、11時、そして午後1時の計4回、学校と同様のチャイムの放送を行ったところでございます。

各学校においては、子ども達への課題作成の際、チャイムに合わせた時間割を作成する中で、時間割に合わせた課題の内容や量について工夫し、子ども達も規則正しく、時間に余裕を持って家庭学習などに取り組むことができるようになり、生活面も含め、多くの保護者の皆さんから、非常に有効であったというご意見をお聞きしたところでございます。

臨時休業が長期化する中、学習面での遅れが心配される一方で、家庭環境の問題や子ども達の心のケアといった心配も懸念されることから、各学校では早い段階から、家庭訪問や子ども達へ課題などを配付する際に、ご家庭の様子をお聞きし、希望者には教育相談、健康相談等、個別対応を実施するとともに、必要な児童等には教育・心理カウンセラーによるカウンセリングを行うなど対応を図ってまいりました。

また、相談を行う中で、虐待やいじめといった具体的な事案はございませんでしたが、支援が必要な児童に対しましては各学校で個別に対応し、学習指導や生活指導などを行うことにより、保護者及び子ども達の心のケアに努めてきたところでございます。

続きまして、ロ、オンライン学習についてお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、臨時休業中の家庭学習であるプリント中心の課題を補う学習手段として、各学校のホームページや「すぐメール」から教科書会社や文部科学省、県教育委員会ホームページなどのコンテンツの紹介、学校職員会などにより無料版の個別学習支援システムの提供及びその周知を行うなど、インターネット環境を活用した学習支援を実施してきたところでございます。

インターネットの学習支援を実施するにあたりましては、児童生徒が家庭で使用可能なインターネットの環境を調査する必要がございましたので、「すぐメール」によるアンケート調査を実施いたしましたところ、小中学校全体で約20%のご家庭でインターネットが使用できない、もしくは不明であるとの回答でございました。

このように、家庭においてインターネット環境を活用した学習が難しい状況の児童生徒に対して、同等の学習支援を行える環境を整えるため、既に災害時の中核避難所として指定されている各小中学校体育館に、上田ケーブルビジョンのご協力により整備済みの情報通信設備を活用する中で、新たにWi-Fiルーターと約40台のパソコンを整備することといたしました。

5月の連休明けには全てのパソコンの設定作業が完了し、各小学校から保護者等に周知を図る中で希望者を募り、5月11日より、準備が整った学校から順次実施をしたところ、坂城小学校

では1日平均60名、南条小学校では1日平均20名、村上小学校では1日平均2名の児童が利用した状況であり、主にはホームページ等で紹介した無料版の個別学習支援システムを使った学習に取り組むなど、インターネット環境を活用した学習支援に努めてまいったところでございます。

11番（吉川さん） ただいま、詳しい、この臨時休業中の取り組みについて、担当課長から説明をいただきました。本当に急に決まったことの中で、事細かく現場の声を吸い上げ、そしてこの長い休業中をしっかりと取り組んでいただいたことに敬意を表したいと思います。そして、今お話を聞く中で、このインターネット環境をしっかりとアンケートを取る中で、体育館にも1週間ですか、やっていただいたということでもあります。

では、この学習の取り組みについて2回目の質問をしたいと思います。

私も現場に行って声を伺ってまいりましたが、本当に今回は緊急的な対応をしていただいた中で大変ありがたかったという保護者の声をたくさんいただきました。その中で、やはり学年が変わってすぐだったということもあって、今始まっているわけですが、理解に個人差が出てきてしまっている、その点について親御さんが大変心配をされておりました。その中で、既に学校は、始まっているわけですが、この遅れを取り戻すために、学校では支援員の配置について増員される予定はあるのでしょうか。この点と、授業時間が全体の3割から4割までということ遅れているとお聞きしておりますが、今後、授業時間の確保についてはどのように計画をされておられるか、その点についてお伺いしたいと思います。

教育文化課長（堀内君） 学習の遅れへの対応についてお答えいたします。

4月の入学式、始業式を終えてすぐに一斉臨時休業が始まり、緊急事態宣言を受け、休業が長期化する中で、課題の配付とともに、中学校においては、3年生を中心に双方向のオンライン授業を実施するなど、様々な工夫により家庭学習を行ってまいりましたが、やはり不足した授業時数の確保が現在課題となっております。

各学校において、今後の授業計画を立て直す中で、夏休みの短縮や学校行事等の見直しを行い、授業時数の確保に努めていく考えでございます。

また、文部科学省の追加支援として、臨時休業により不足した授業時数を補うための学校再開後に補習等を行う場合に必要な学習指導員を追加配置する制度が設けられました。現在、県の教育委員会を通じて提出する各学校における補充授業時間等を記載した企画書の作成などを進めている状況であり、各学校の要望等を集約し、積極的に活用できるよう進めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 夏休みを短縮をして補っていく、また指導員については、国からの追加の学習指導員を補充する予算をつけていただけるということではありますが、これについては、今の申請状況なんです、各学校何名くらいを予定されているのかお聞きしたいと思います。

それと、オンライン学習について2回目の質問をしたいと思います。

町で、インターネット環境のない児童生徒のために各体育館にその整備をしていただきました。坂城小学校では60人ということで、かなりの子が学校に足を運びました。やはり、これは学校に行って友達にも会えるという、そういう中で学びたいという、そういう意思の表れだと感じました。また、中学3年生につきましても双方向のオンライン授業をしていただいたということで、短い期間でしたが、大変実りのある取り組みをしていただけたと思います。

一方で、先ほどもそれぞれ無料版のウェブサイトを紹介してという話がありましたが、これがどの程度、その子どもさんに反映をして利用されてきたかという、この辺を、今後、第2波、第3波に向けて同じ体制を取ることも出てくると思いますので、アンケート等把握をして、これから生かしていくことも大事な視点ではないかと思います。これは要望です。

さて、今回、町では地方創生臨時交付金を活用して、さらに30台の端末を導入予定となっております。これを入れることで70台となってまいります。そして、国ではGIGAスクール構想、先日も同僚議員の質問がありまして説明もございましたが、このGIGAスクール構想を昨年から——以前から1人1台ということで国の方針は出ておりましたが、なかなか進まないということで、今後4年間の間で導入予定というものを前倒しをして、今年度内に導入するようということで国から通達が出ておりました。この取り組み、1人1台のタブレットパソコン、これはこれからコロナ対策の一環としても重要な取り組みだと思います。その点について、町のほうでは整備状況、また、今後どのような計画を立てられているのか、その点についても伺います。

また、この導入に当たって、ハードだけではなくて、このICT環境の整備のためにスクールサポーター、人的配置をするものについても国では補助をすると出ておりますが、この配置についてももう検討されているのでしょうか、その点についてもお考えを伺います。

教育文化課長（堀内君） 再質問についてお答えいたします。

まず、授業時数を補うための学校再開後に補習等を行う学習指導員の追加配置への要望でございます。各校1名から2名、4校合計で300時間について、現在要望をさせていただく予定になっております。

続きまして、GIGAスクールの進捗、オンライン学習の進め方についてでございます。

GIGAスクール構想につきましては、昨年度までは、令和5年度までに行う児童生徒1人1台のタブレット端末の導入等の整備に対して国が支援する方針ということで、現在のところ、各校35台ずつのタブレット端末が整備されている状況でございます。そのような状況でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の影響によりまして、令和2年度中、今年度中に前倒しする整備に対して支援を行うといった方針に変更されたところでございます。

現在、県教育委員会を通じて、国から整備に係る意向調査等が複数回にわたり行われている状況でありまして、来年度以降の導入に対して補助対象となる見込みが定かではない中、当町とい

たしましても今年度事業として前倒しにて整備ができますよう、今後、予算手続及び補助金交付申請等、計画的に進めていく予定でございます。

なお、今回、国が示すGIGAスクール構想を受け、当町では、これまでの校内で学習するスタイルだけではなく、各家庭で使用できる機器も想定しており、大容量に対応した校内ネットワークを整備するとともに、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等も目的としたモバイルルーター等の整備、そして学校からの遠隔学習機能の強化として、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備等も含まれたものを併せて計画しているところでございます。

また、GIGAスクールサポーター配置支援事業につきましては、学校におけるICT環境整備の設計や使用マニュアル、ルールの作成などを行うICT技術者の学校への配置経費に対する支援でございます。

今後、各学校のICT担当教職員で組織しますICT活用教育委員会の意見も聞く中で、配置について検討してまいりたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） このGIGAスクール構想、本当に1人1台端末を配置をしても、それを使いこなせるかどうかということも大きな課題だとは思いますが。そういう中で、今もICTの推進委員会があるということで、その中でしっかりと検討をして、このスクールサポーターについては、今後検討していくという答弁をいただきました。

また、インターネット環境がないお子さんのためにはモバイルルーターの貸与等も考えていくということで、今回の取り組みを通して、大きく町も取り組みを前進させていただけるかと思っております。

最後にもう一点なんですけれども、5月末から平常どおりの授業が開始されて、今日で13日目を迎えました。改めて、この平穏な日常が大変貴重であるということを確認するわけですが、その中で、今後いつ来るか分からない第2波、第3波、これに向けて教育現場も備えていかなければなりません。今、ると町としての対応をご説明いただきましたが、その中で第2波、第3波が来たときの、今後オンライン学習の取り組みについては、町としてどのような計画を立てられているのでしょうか。このオンライン学習にも教材活用型と動画配信型、また、同時双方向型の3通りのやり方がございます。今回も中学ではきちんとしたやり方を双方向型でやっていただけたわけですが、一人も取り残さない対応が迫られるわけですが、町の対応についてお考えを伺います。

教育文化課長（堀内君） 現在も懸念されております感染拡大による第2波、第3波が起きた際のオンライン学習の進め方についてでございますが、GIGAスクール構想の整備が完了するまでの当面の間につきましては、各家庭でのインターネット機器の使用のほか、各体育館のWi-Fi環境を活用した学習支援を強化するため、地方創生臨時交付金を活用してパソコン30台の増設について、先日、専決補正につきましてお認めいただいたところでございます。

また、オンライン学習には様々な方法があり、今回、各小学校で行った教材や授業動画などの各コンテンツの紹介のほか、中学校の主に3年生を対象に行いました双方向によるオンライン授業の手法などがございます。双方向によるオンライン授業につきましては、教員の準備や対応の負担も大きく相当な時間も要したことから、インターネット環境を利用した学習教材の配付や授業動画撮影からの配信のノウハウ、ウェブ会議システムを活用した双方向コミュニケーションなどの体験が可能な、県教育委員会が新たに開催する予定の教職員向け研修会を活用するなど、インターネット環境の整備とともに人材の育成についても力を入れ、準備をしまいたいと考えております。

11番（吉川さん） 今、答弁をいただきました。確かに、この双方向のやり方というのは、先生にもかなりの負担がかかると思います。今後必要となるのが、家庭でも学び続けられる環境整備だと思います。町では、今もるる説明をいただきましたが、着々と準備を進めていただいていることがよく分かりました。

そして今、課長からもありましたが、県教委は8月末までに県内全ての小中学校教員がオンライン会議アプリなどを使って遠隔授業をできるようにする研修を行っていくと発表がありました。先生方も大変だとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。後は、いざというときのために多くの児童生徒がそれを受けて、自分のものとして活用ができるかどうかということです。そんな意味からも、今後、子ども達へのソフト面でのご指導もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移りたいと思ひます。

2、地方創生臨時交付金について。

さて、今回のコロナ禍にあつて、国は第1次補正予算で各自治体への支援として1兆円の地方創生臨時交付金を決定をいたしました。当町でも既に5月20日の全員協議会で、この交付金の活用事業について説明があり、21日、専決処分で補正予算を組み、取り組みが開始をされました。そこで、その事業について伺ひます。

イとして、スタンプラリー消費回復応援事業について、次の3点について伺ひます。

1として、今回の交付金は自治体の人口や財政力、感染者等の状況に応じて配分をされたと聞いております。そこで、町へ交付されました全体の金額はどれぐらいだったのでしょか。

2点目として、長い自粛生活が続き、また3密を避ける観点から飲食店、販売店は大きな打撃を受けました。そこで町の商業の状況について伺ひます。

3点目として、今回、商工会が中心となつてスタンプラリー消費回復応援事業を行うことが決まりました。このチラシとともに、6月号の広報さかきにも内容が示されておりました。そこで、多くの町民にこれをご利用いただひて商業店舗の活性化につなげたいと思ひております。そこで、この事業の取り組みの詳しい内容、そしてまた利用できる店舗についてお伺ひをいたします。

ロとして、第2次補正予算で交付される交付金の活用についてです。

5月27日、第2次補正予算案が閣議決定をし、今月8日、国会に提出されました。現在、衆参両院で審議中であり、今回の内容は地方創生臨時交付金2兆円を含む3兆1億1千4百万円となりました。この第2次補正予算案が今後成立いたしますと、またコロナ対策として交付金が配分されてくることが予想されるわけですが、そこで町として、この2回目の臨時交付金を活用した新たな事業について、どのように考えておられるでしょうか、その点について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま吉川議員さんから、2番目の質問としまして地方創生臨時交付金についてのご質問ありました。私からは全般的な話と、それから特に口について、第2次補正予算の関連についてお話し申し上げまして、イにつきましては担当課長からお話しするというようにしたいと思っております。

若干、今までのところ整理申し上げますと、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、4月20日に閣議決定がなされた新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できるよう創設された交付金であります。

臨時交付金は自治体の人口や財政力、コロナウイルス感染者数などの数値に基づき配分の限度額が示されますが、当町へは6,646万9千円が交付金の上限として示されたところでございます。

町では、新型コロナウイルスへの対応としまして、早い段階から独自の支援も行っていました。

まず、4月中旬に、新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するために経営安定特別資金を創設したほか、次のステップとなる4月下旬には、児童手当上乗せ給付金の対象外となる18歳未満の児童のいる世帯の支援や18歳未満のお子さんのいる独り親世帯に対する町商品券の給付、あるいは町内全ての18歳未満の子供さんに対しての図書カードの配付などについて事業化し、中小事業所や子育て世帯に対する支援体制を整えてまいりました。

そして、国の交付金の配分額の提示を受けた5月下旬におきましては、国の持続化給付金の対象とならない事業所への支援や、飲食事業者等のテイクアウト、デリバリーなどの新たなサービス導入の支援、スタンプラリーによる消費喚起を促す事業といった産業支援、産業活性化に向けた新たな取組のほか、就学援助費の追加支給や経済的に修学が困難な学生に対する奨学金の追加給与、感染予防に係る防疫・防災用品の整備、インターネットを活用した学習環境の整備など、様々な支援策などについて、スピード感を持って事業化を図ってきたところであります。

これまでの新型コロナウイルス対応に係る町独自の支援策等に係る事業費は1億1,613万円とな

っており、事業費のうち6,646万9千円について、国の地方創生臨時交付金を充当し、残る部分につきましては財政調整基金を含む一般財源を充てる中で、より充実した施策として支援をしているところであります。

また、住民の皆様や事業者の皆様への周知といった面では、支援策や活性化策の内容につきまして、広報さかきや町ホームページの周知に加え、新たに作成をいたしました新型コロナウイルス感染症支援一覧にまとめ、全戸に配付するとともに事業所へ送付し、スーパーやコンビニエンスストア、金融機関などにも配置をお願いする中で、幅広く周知を行っているところであります。

さて、ご質問の国の第2次補正予算に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス対策に取り組む自治体向けの交付金として、既に予算化されている1兆円に加え、さらに2兆円の増額が行われるとお聞きしているところでございます。

しかしながら、増額される地方創生交付金につきましては、現在のところ、自治体への配分額を含め対象となる事業の範囲といったことについて、具体的にはまだ示されていない状況であります。

交付金を活用した新たな取り組みにつきましては、今後、国あるいは県から示される情報を注意深く確認しながら、町が既に取り組んでいる事業の状況も確認する中で、4月に創設した経営安定特別資金の枠の拡大ですとか、さらなる事業所支援のほか、あるいはまた、スタンプラリーに続く経済活性化策、あるいはインターネットを活用したeラーニング、例えばクラウド環境を利用した教材ソフトの導入などといったGIGAスクールにちょっと関係することもありますけれども、教育環境の整備など、当町の実情に合った、より効果的な事業について検討する中で迅速に対応してまいりたいと考えておるところであります。何せ、まだ予算が成立していない段階なので余り勝手なことを言うとはれませんが、今までの延長線上の中で迅速に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

商工農林課長（竹内君） イのスタンプラリー消費回復応援事業についてのご質問のうち、私からは町の商業の状況とスタンプラリー消費回復応援事業の内容について、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、国内の地域経済に甚大な影響をもたらしており、特に飲食業やサービス業など、密閉・密集・密接の3密の常態化が考えられる業種について、大変大きな影響を及ぼしているところでございます。

町内の商業の状況につきましては、5月1日、6日、25日に開催をいたしました新型コロナウイルス対策の事業所向け説明会において、参加された事業者から現状をお聞きしたところでございます。影響の大きい飲食店からは、2月頃から利用者が減り始め、3月から4月にかけての謝恩会や歓送迎会などの団体予約がキャンセルとなり、4月以降も感染への懸念から客足が遠の

いているといった状況のほか、原材料など仕入れができず営業ができないといった声も聞かれています。

また、売上げが50%以上落ち込んでいる事業者が利用できる国の持続化給付金の申請方法についても、商業に関する事業所から多くのご相談をいただいたところでございます。

町が4月20日から開始をいたしました新型コロナウイルス関連の融資の状況を見ましても、全体で74件の申し込みのうち、飲食業、サービス業など、商業に関する業種は約半数を占めており、町内の商業にも大きな影響があることをうかがい知ることができます。

外出の自粛や3密の回避などにより事業活動への影響が大きかった商業関係の事業者も、緊急事態宣言が解除され、少しずつ回復に向けて動き出しておりますので、町といたしましても、回復に向けた活動を後押しできるよう支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、スタンプラリー消費回復応援事業の内容につきましてお答えいたします。

町内における消費を喚起するため、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って売上げが低迷する飲食業や小売業などを営む事業者の早期回復を図るとともに、経営の安定化を目的に、町からの委託事業として、商工会の主催によりスタンプラリー消費回復応援事業を実施しております。

スタンプラリーは、6月と7月の2回に分けて実施することとしており、6月の台紙は広報さかき6月号の発送と併せて全戸配付をさせていただきました。7月の台紙につきましても、6月下旬に広報さかき7月号の発送と併せて全戸配付をさせていただく予定となっております。

使用方法は、配付した台紙を用いて、町内の異なる5店舗で千円以上のお買物やお食事をしてスタンプを押していただく形であり、スタンプを5店舗分そろえ、商工会に提出された方全員に千円分の商品券を進呈するものでございます。進呈された商品券を利用いただくことで、さらなる町内事業所の売上げの増進と消費者の家計支援につなげていければと考えているところでございます。

なお、今回のスタンプラリー消費回復応援事業は商工会の会員事業所に限らず、町内で商業を営む事業所にお声がけをし、町内全ての店舗でお取扱いができるよう努めているところでございます。店舗を限定せず、町内全ての店舗を対象とした消費喚起策ということでチラシには取扱店名の記載がされておりましたが、分かりづらいとの声もいただいておりますので、町民の皆様に分かりやすく、多くの皆様にご利用いただくため、店頭に取り扱店の掲示をいただいたり、町及び商工会のホームページや「すぐメール」などにより周知してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま、町長から詳しいお話をいただきました。町ではたくさんの支援を考えていただきました。そして、広報さかき6月号とともに、支援の一覧表を作成していただいて町民のもとに届けていただきました。大変ありがたいと思います。

そして今、課長からもお話があったように、商業関係の皆様は大変な思いをしているということを感じたわけですが、県では休業等の要請に協力いただいた事業所に県と協調して協力

金——これも当町でも40件ほどお聞きしておりますが——作っていただきました。また、外出自粛に伴って売上げが落ち込んでいる事業者がテイクアウトやデリバリーなどを開始された場合、その初期費用を補助する支援も設けていただきました。また、先ほどもありました持続化給付金の対象に当たらない小規模事業者に対しても、250事業所分として5,200万円の予算を立てていただいております。

このように、町では細部まで検討していただき、経済の底上げに知恵を出していただきました。これからも様々検討していただいて、また、目に見えないところに知恵を使っていただきたいと思っております。

それで、今、担当課長から、この説明をいただきました。なお、同僚議員からも先日も質問があったわけですが——私も何軒か買物に行きました。今、二つだけ押してあるだけなんですけど、すいません、お店の名前を出してしまうとまずいので言えないんですが、私の前のお客さんがこれを出しましたら、「いや、うちでは取扱っていませんよ」ということで断られた様子をちょっと見たわけなんですけど、今も課長のほうから、これを店頭に掲示して、このお店はやっていますというようなことを表示するようにしますとお話がありました。そういうふうにしていただくと、町民の皆さんも「あ、このお店やっているんだな」って分かると思うんですが、そういうふうにしていきますっていうことを戸別受信機か何かで言っていただきたいと思っております。でないと、結局買物に行って、せっかくいっぱい買物したけれども判子ついてもらえないっていうふうに思う人もいると思っておりますので、その点、ぜひ。

8日の日にホームページにも詳しく、また再度載せていただいておりますが、ここの文章もちょっと私も誤解が生まれるなと思ったのは、ダブルチャンスとして、8月にすてきな景品が当たる大抽選会にもご参加いただけますっていう、この大抽選会に行けるんだって思うかなっていうのもちょっと思いました。これは、抽選会やるんですけれども、別に私たちが行ってやるってことじゃないと思うんですね。その辺も、ちょっとあれかなと思いました。

それで、2点お伺いしたいと思います。

これは、異なった店舗5件で千円以上お買物していただけます。それで、ここのところにあるんですが、引換えは6月1日から7月10日、平日9時から夕方の5時まで引換えができますとあるんですが、すいません、これ主婦の目線で言って申し訳ないんですが、商工会まで行くということが、ちょっとネックだなって思いました。もちろん高齢者の方は隣のおばちゃんに「これ、あるんだけど、行ってもらってきて」って言えばそれで済むと思うんですが、この辺、どうでしょう。これは委託事業なので変えることはできないかもしれないんですが、できれば村上地域に1軒とか坂城にという形で、この9時から5時、普通の日に引換えですよっていう、こちら辺がちょっと私、せっかくいい事業なのに、皆さん、どうかなって思いました。そういう意味で、引換え場所を町内にもう少し増やしていただきたいと思っております。

この点について1点と、それからダブルチャンスとしてプレゼントを用意していますとあるんですが、海外旅行なんて言いませんけれど、町内のペアのお食事券が、1位はそんなのが特賞として当たりますとか、何かそういう魅力のあるうたい文句というか用意をできないか、このプレゼントについてどのようなものが用意できているのか、その点は委託事業ですので町ではという答弁かもしれませんが、せっかくやるので、そういうところまで、全町民が「お、すごいぞ」って、私も私もってなるような、そういうふうにできればと思います。

あと、ちょっと同僚議員もおっしゃってたんですが、これをコピーして、また使いたいと思っている人もいるようなんですね。その辺もちょっと注意事項としてあったほうがいいのかなって。もちろん商工会に持って行けば無理ですよとなるんですが、一生懸命になってそういうふうにする方が出てくることもなきにしもあらずとかと思いますので、その点についてもお願いしたいと思います。

商工農林課長（竹内君） 引換会場と抽選会、プレゼントについての再質問をいただきましたので、お答えいたしたいと思います。

坂城町商品券の引換会場につきましては、現在、商工会窓口のみとさせていただいているところでございます。引換会場につきましては、ご質問のように南条地区、中之条地区、村上地区といった各地区に設置できるとスタンプラリー参加者の利便性もよくなるものと考えますけれども、取り扱う商品券は金券ということもございませう。また、紛失や盗難、管理簿の整理など引換者の責任事項もございませう。主催者である商工会とも相談をいたしますけれども、体制等、現状では難しいものと考えているところでございませう。

8月に実施をいたします抽選会やプレゼントにつきましては、町内でさらなる消費喚起に向けて商工会独自で計画をいただいたものでございませう。ご利用される方の購買意欲が向上し、また、町内事業所の売上げに貢献できるよう商工会とも検討、相談をさせていただきまして、ご案内をしてみたいと考えております。

11番（吉川さん） やはり町民の目線に立っていただきたいというのが一つです。もちろん委託事業ですけれども、町から500万円という予算措置をされているわけですので、せっかくやるのであれば、この時間に来なきゃ駄目ですよっていう対応はちょっとおかしいと思うんですね。やはりその辺、今難しいとおっしゃいましたが、文化センター辺りに、辺りについて失礼なんですけど、設けていただきますと、もうちょっと町民の足もスムーズに向くのではないかと思います。結局、車のある方で働いている方たちはお昼休みに持って行けますかってなりますよね。その辺、5時までっていうのを、例えば時間を延ばすとか、何かその辺、まだ始まったばかりですので検討していただきたいと思いますが、答弁求めませんが、ぜひ、その辺お願いしたいと思います。

そして回覧板で回してもいいですし、戸別受信機でしっかりと周知をしていただいて、せっかくやるんですので、これが一定の方が活用して終わるのではなくて、本当に多くの事業所の皆さ

んがよかったと言っていたように、多くの町民が利用できるように、ぜひ改善をしていただきたいと思います。

今、プレゼントの件もありましたけれども、検討の段階の前にこういうことが分かっていたらもっと改革できたと思いますが、今後もこういう形の事業があると思いますので、そのときには、ぜひ町民の目線に立った思いを反映できるような形で検討お願いしたいと思います。

さて、ロの第2次予算補正案ですが、今も町長のほうからもありました。確かに決まっておりますのでどうこうとは言えませんが、第1次の臨時交付金のときには各課からいろんな事業を上げていただいて、その中で精査をする中で今回の様々な事業の決定をしたとお聞きしております。

私はちょっとそれを見させていただいて、今回は子育て世帯、企業、商業への支援が大変多かったと思います。それで残っているのが、高齢者への支援がちょっと欠けているなどと思います。本当に今一番懸念しているのが、通っていたジムにも行かれない。今は始まり始めましたけれども。教室にも行けない、そして町でいいますと老人福祉センターでやっていた介護のいきがい広場とか介護の体操ができる、これも全部中止になっておりました。

そういう中で、やっぱり危惧するのが健康の問題であります。町長の話の中にも令和元年度の国保の医療費もかなり上がってしまったというお話がありましたが、この点、町では、私も福祉課長とも話したら、この体操を何とかやっていきたいということで上田ケーブルビジョンにも流していただきましたし、そしてまた社協のホームページでも体操を流していただいています。私も見させていただいて、やりました。これは、分かっている人はいいわけですね。

その中で、私も毎日、朝歩いているんですけど、高齢の方も若い方も一生懸命ウォーキングしている姿を見かけます。そういう中で、私も今まで何回も訴えてきたわけですが、第1次の臨時交付金の活用事業の中にほかの自治体のやった事業を見ましたら、健康維持のために健康ポイント制度のアプリを導入して始めたという自治体もありました。そんな意味で、私はちょうどいいチャンスですので、今後、交付金はどのくらい出てくるか分かりませんが、今も町長が、今後企業にも拡大をしていくというお話がありましたが、私はぜひ、高齢者と若い方が今以上に健康に注意をして、そして楽しみを持って健康の維持のためにやっていただけるために、この健康ポイント制度のインセンティブを付与するこの仕組みを今回考えていただきたいと思います。副町長は、何か横でちょっと笑っているんですけど、ぜひ、そんなことってという感じで受け止めないでいただきたいと思います。

本当にこれ、もちろん子ども達も大事ですが、私も高齢者の一人になりましたけど、本当に健康って大事だと思います。そこにどういう形で投資をしていくか、これは大きな課題だと思いますので、ぜひ、この第2次補正予算が決定をして交付金が町に交付になりましたら、これも吉川が言っていたということでこの辺に置いていただいて、ぜひ、検討の台に上げていただければ

ばありがたいと思います。これは要望です。

まとめに入ります。「子どもは人類の未来。子どもたちは未来の宝である。かけがいのない地球の財産である。その貴重な生命を守ることは、人類の未来を守ることにつながる」、これは私の尊敬する方の言葉です。そのとおりだと思います。目に見えないウイルスとの戦いがまだまだ続きますが、輝く未来の子のためにさらなる支援の充実をお願いし、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時57分～再開 午前10時07分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、5番 中島新一君の質問を許します。

5番（中島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に伴う医療従事者の方々をはじめ、教育機関、特別養護老人ホーム、保育園、幼稚園の関係の皆様、そして行政対応の皆様に、感染拡大防止対策のためのご尽力に際し、感謝するとともに敬意を表します。

昨年6月の私の初議会より1年がたちました。19号災害、感染症予防、様々な対応を考えている中で、議員になるきっかけともなったある言葉、「政治は人々を幸せにするためにある」という先輩議員の教を胸に日々精進してまいっているところでございます。

さて、町の感染症対策本部が設置され、それを中心に本部長の町長より各方面への対応策、支援策などが打ち出され、当町では町民の皆様のご協力のもと、感染拡大防止ができていくことに敬意を表する次第でございます。

また、今回の封書での特別給付金の支払いにつきましても、町民の方から「受付から振込までがスムーズだったね」との声もいただきました。消費拡大への期待が膨らんでまいります。まだ給付金についての対応が続きますので、引き続きお願いしたいと思います。

しかしながら、この給付金に乗じた詐欺など、警察庁の調べでは全国での被害総額が3月から5月末まで4千万円を超えております。町民の皆様には不審な電話などには十分注意していただきたいと思います。

5月14日に県内では新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が解除され、私たち一人一人、この感染症に対する知識と意識、また環境面、衛生面での対応が生活の一部に定着しつつあります。スーパーなどのレジでは、感染拡大防止のための対策でシールドなど置くなど、買物環境もさま変わりしてきております。

そして、新型コロナウイルス感染拡大防止の緊急事態宣言中におきましては、学校の臨時休業をはじめ、密集、密接、密閉のいわゆる3密を避ける行動の呼びかけ、また飲食店などへの営業自粛協力などお願いがなされました。その呼びかけに町内にある各事業所も即時対応がなされて

おりました。

マスクについては、ある企業では会社から従業員一人一人への配付がされ、ある企業ではマスクを買うための資金の半額支給など、心のこもった対応もお聞きしました。さらには、そのマスクがなければご家庭で手作りをしており、感染拡大防止のためのご努力がなされていました。町内でも様々な種類のマスクをしておられる方々もおられ、ないものは作るという古きよき日の風習や助け合いの心、また、ハングリー精神が見受けられた部分もございます。本日、私がしているマスクも、顔が大きいからと少し大きめで作っていただきました。

この緊急事態宣言中の3密を避ける行動の要請を受ける中では、イベントやお花見、ゴールデンウィークなど、外出をしたり遊んだり、ふだんなら当たり前の時期にもかかわらず、自粛の要請に応じていただきながら生活していただいた皆様のご協力の結果として、現在があることは確かでございます。

そして、緊急事態宣言解除後も、人の命を脅かすウイルスのことと、ご家族、お仲間の健康を考え行動されている諸団体の責任者の方に聞けば、やはりワクチン、薬などできるまでは、イベントの自粛などはやむを得ない結果であり、集まりなどを設けて感染症が予防できなかったらと考えると申し訳なくなる。また、とある経営者の方は従業員への雇用と生活の安心を守ること、それと健康管理も必要不可欠な状態ですと話されております。

また、こうした3密の回避を実行していることの結果として、県内では76名という感染者数に抑えられている現状があることだとおっしゃっている会社役員の方もおられました。

確かに、坂城町をはじめ、この地域を管轄する長野保健所管内からは感染者が現在まで一人も出ていないということもあり、町民の皆様のご理解とご協力に感謝するとともに、この感染拡大防止の対策に従事されている方々に対しましても、重ねて敬意を表する次第でございます。

こうした町民の皆様の行動に添えていくために、また、協力していただいている皆様に、これからは日常生活での不安の解消、そして町の経済回復に向けて動いていかなければならないと思います。

この予期せぬ、今までに体験したことのない、突然にきた新型コロナウイルス感染症対策での生活環境の激変でございます。そうした面では、この議場も制約された場所の中で換気等できることをしながら行われておりますので、感染症対策、対応についての質問、2項目につきお聞きいたします。

まず、感染予防対策期間中に仕事の休業や就業時間の短縮、また残業なども減り、収入が減少した方々への生活面への対応や支援など、ふだんの生活への安心をつくっていかねばいけません。それでは質問に入ります。

1、新型コロナウイルスの対応についてということで、イの町税についてでございます。

この新型コロナウイルス感染防止のため、この数か月の自粛要請などにより、個々の収入が減

った方もおられます。某大手マーケティング会社が4月に1,514人を対象にインターネット調査をした資料を見ますと、感染症の影響で賃金が増えた方が3.96%、「どちらでもない」が51.39%、「減った」と言った方が44.65%と、今までと同等の賃金が入ってこない人が4割方いらっしゃいます。その中には各種銀行ローンなどを組んでおられる方もおり、引落とし日には指定の金額が口座から引き落とされます。その対応には金融各社は、現在、収入が減少し、返済が困難な方へ返済猶予のご相談などの対応策が取られており、生活していく上でのお金に対しての安心がつけられております。

このほど町税に対しましても、感染症の影響により納税が困難な方への納税猶予への特例制度がつけられました。

そこで、今後の町税の収入額の見通しと、このたびの町税納入に対する特例制度の具体的な内容についてお聞きいたします。

そして、ロの事業所への支援についてでございます。

3月の議会で質問要望いたしました事業所支援、町独自の施策として早期に対応策、支援策が施されたことに大変感謝を申し上げます。国からも持続化給付金に加え、新型コロナウイルス協力金、県からの支援策も幾つか発表され、事業所への経営面、雇用面での支援策の活用により、この感染症対策によりダメージを軽減できている事業所もあるかと思えます。さらに、商業、工業におきましては、新サービス創出応援補助金、経営安定特別資金など、また農業におかれましても農業支援特別利子助成金など、新たに町独自の支援策も施行されました。今後の坂城町の経済回復のための足がかりになるかと思えます。

そこで、さきに同僚議員の質問にもございましたが、これらの町独自の支援策の現状と今後のさらなる支援策、加えて町内の経済回復のための施策についてお聞きいたします。

以上、イ、ロについて質問いたします。

町長（山村君） ただいま中島議員さんから新型コロナウイルスの対応についてと、イとして町税について、ロとして事業所の支援についてということでご質問いただきましたけども、私からはロの事業所の支援についての全般をお答えしまして、それぞれの支援策の詳細につきましては担当課長から答弁させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症は、今年1月に国内で初めて発生が確認されてから5か月足らずで約1万7千名の方が感染し、長野県内におきましては76人の方の感染が確認されているという状況であります。日本国内におきましては減少傾向ではありますが、全世界を見ますと現在も猛威を振るっている状況であり、早期に有効なワクチンや治療方法が確立され、世界的な流行が一刻も早く終息するというのを願うところであります。

全国に緊急事態宣言が出された際、町内事業所におかれましては3密回避への対策や県外出張の自粛、また、商業店等による休業や時間短縮など、感染防止の取組にご協力をいただいたとこ

ろであります。

緊急事態宣言の解除に伴い、経済活動は徐々に再開されることとなりますが、感染リスクはゼロではないということを前提に新しい生活様式を導入しながら、町民、町内事業所の皆様が早期に平時の生活や事業運営に戻れますよう、様々な支援や取り組みに努めてまいりたいと考えているところであります。

これまで、経営活動と事業継続などを支えるため、町で実施してまいりました新たな融資制度ですとか補助制度等の支援策としましては、商工業者の資金繰りを支援する経営安定特別資金や農業者の資金繰りを支援する農業支援特別利子助成金のほか、小規模事業者等の経営安定を図る持続化応援支援金、飲食事業者の方がテイクアウトやデリバリーなど、新たなサービス活動を支援する新サービス創出応援補助金、また、商工会と連携して町内での消費喚起を促すスタンプラリー消費回復応援事業について、事業所ニーズを踏まえ、商工会など関係機関とも協議する中で創設し取り組んでいるところでございます。

また、今議会でもお聞きしましたけども、議員の皆様も、議会中、町内の飲食店にお願いして昼食をとっていただけるということもご協力いただいております。役場の職員も、水、金ですけども、当面の間、昼食を町内の飲食店にお願いしてデリバリーをしていただく、この取り組みをしております。

また、さらに商工農林課に新型コロナウイルスに関する町内事業所相談窓口を常時開設しております。事業者のご相談や各種支援策等のご紹介もさせていただきます。

5月1日と6日には、県と町との協調による新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金の町内事業者申請手続相談会を、また、5月25日には町内事業所を対象とし、国や県、町などの給付金や助成金、補助金等の説明会を商工会と連携して実施いたしました。説明会では各種支援制度の説明とともに、参加された事業所の状況や必要としている支援の内容等についてご意見を伺ったところであります。いろいろいただきましたご意見は、これからも種々講じていきます今後の支援策等につなげていきたいというふうに考えております。

今回整えさせていただいた制度等をご利用いただく中で、新型コロナウイルスによる影響からの早期回復を図っていただき、さらに新たな支援策の実施が必要となる場合には、現在実施しております支援策の検証とともに、国、県による新たな支援策の内容を踏まえた上で、関係機関とも協議し検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

収納対策推進幹（長崎さん） 1、新型コロナウイルスの対応について、イ、町税についてのご質問のうち、今後の町税収入の見通しについてお答えいたします。

当町は、製造業を中心とした産業が盛んなことから、町税の中でも企業からの法人町民税の占める割合が高いという特徴があり、このことから、町税収入は経済情勢や景気動向の影響を受け

やすく大きく増減するため、町税の見込みが立てにくいという状況がございます。

また、全世界に広がる新型コロナウイルス感染症による経済への影響は、5月の内閣府による月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある」とし、先行きにつきましては「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくが、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれる」とされ、新型コロナウイルス感染症の景気への影響は長期化されるものと予想されております。

また、町内主要20社への直近の業況調査による今後の見通しでも、減少を見込む企業が多く、住民生活や地域経済情勢については厳しさが増す状況であると想定されます。

令和2年度の町税につきましては、5月末の調定ベースで申し上げますと、前年同時期との比較では、個人住民税、固定資産税、軽自動車税につきましては微増となっておりますが、法人町民税につきましては大幅に減少している状況でございます。また、これから決算期を迎える企業に関しましては、さらに新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることが予想されるところでございます。

今後の税収の見通しといたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により経済が大きく減速し、企業収益が悪化しますと企業からの法人町民税が減少し、併せて従業員に支払う給与等の減額などにより個人住民税も減少していくことが予想されますが、個人住民税につきましては前年度の収入により課税されるため、影響が出てまいりますのは令和3年度になるものと考えております。

また、町税の中でも大きなウエイトを占める法人町民税につきましては、税率の引き下げによる影響や新型コロナウイルス感染症の影響、終息時期などが不透明なことから見通しを立てることが困難であります。極めて厳しい状況が見込まれますため、今後の国内外の経済情勢や町内企業の状況などに一層注視してまいりたいと考えております。

続いて、新型コロナウイルスの影響により町税の納税が困難な方への特例制度の内容についてお答えいたします。

町税の徴収猶予の特例制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入が大幅に減少し、町税を納付することが一時的に困難な状況にある納税者に対し、申し出ていただくことにより、無担保で、かつ延滞金を徴収することなく、納期限から最大1年間、税金を納付する期限を延長、猶予することができる特例制度でございます。

徴収猶予の特例制度につきましては、町税だけではなく、国税、県税においても同様の対応となっております。

徴収猶予の特例制度の対象者は、令和2年2月以降の任意の期間、1か月以上において、事業等に係る収入が前年同期に比べて20%以上減少し、かつ一時的に納税することが困難な方が対象となります。

徴収猶予の特例の対象となる町税につきましては、納付方法にかかわらず、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する全ての町税が対象となりますが、猶予申請前に既に納付されている町税につきましては対象となりません。

また、この特例制度においては、法改正施行日の4月30日から2か月以内である6月30日、または納期限のいずれか遅い日までに申請を行えば、この特例の対象とすることができます。

具体例を申し上げますと、個人住民税の方の場合ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による休業要請や外出自粛要請などにより、今年4月の事業収入、売上が80万円となり、去年4月の事業収入が100万円であった場合、これを比較いたしますと収入が20%減少しており、6月に納期限が到来する個人住民税の第1期の納付が困難な状況にある場合につきましては、納期限までに申請をいただくことにより、個人住民税の第1期分について徴収猶予の特例の対象とされ、納期限を最長で令和3年6月30日まで延長することが可能となります。

また、この事業主の方が4月の収入が減少したことにより、4月末が納期限であった固定資産税の1期分が未納となっている場合には、6月30日までに、この固定資産税1期分についての徴収猶予を申請いただくことにより、遡って徴収猶予の特例の対象とされ、令和3年4月30日まで納期限を延長することも可能となります。

また、前年の月ごとの収入が不明な場合には、年間収入を月数で案分した平均収入と今年の売上額との比較で減少率を判断することになります。

また、徴収猶予の特例制度は1年間の範囲で徴収猶予を申請できるものでございますが、納税者の方から分納などのご相談があれば、事業の状況などに応じて、猶予期間内の分割納付など計画的に納付していただくことも可能であると考えておりますので、その都度、相談内容に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） ロの事業所の支援についてのうち、町独自の支援策についてお答えをいたします。

まず、町独自の融資制度でございます経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある町内中小企業等の資金繰りを支えるため、貸付後5年以内は金利負担がゼロの融資制度を創設をいたしました。

この融資制度は貸付限度額が500万円で、保証料も全額補給し、さらに据置期間も2年以内と延長し、事業者の方が利用しやすい形での融資内容について検討をいたしました。

当初、3億円の融資枠をもってスタートをいたしましたけれども、4月20日からの融資あつせんの開始後、1か月余りで申込み件数が74件、融資総額2億7,700万円の申し込みをいただきましたことから、町内金融機関と融資あつせんに係る協定変更を行い、融資枠を約6億円に拡大をしております。

次に、農業者向けの支援でございます農業支援特別利子助成金につきましては、需要の落ち込

みによる販売不振や価格低下など、経営環境が厳しい農家への融資に対して利子助成を行うことで、経営の安定と事業の継続を支援するものでございます。

対象は、ながの農業協同組合が取扱います新型コロナウイルス感染症に対応した災害緊急資金で、農協で取扱う資金の内容は借入限度額が500万円、償還期間が5年、据置2年となっておりますが、令和2年12月30日までの間で借入申込みをされた町内在住の農業者に対して、3年間の実質無利子化を行うものでございます。

次に、小規模事業者等持続化応援支援金でございます。この応援支援金は、町内の小規模事業者の事業継続や経営の安定化を図るため、事業全般に使える支援金を給付するもので、従業員数が20人以下の製造業や5人以下の商業やサービス業を営む事業者等を対象として、一律20万円を支給するものでございます。

支給要件につきましては、令和2年2月から6月までの間で、いずれか1か月の売上げが前年同月比で30%以上50%未満減少していることと、同期間内の売上総額、または同期間のうち、いずれか1か月の売上げが前年同期間、または前年同月比で20万円以上減少した場合としております。

なお、前年同月比で売上げが50%以上減少している事業者に関しましては、町の応援支援金ではなく、国の持続化給付金をご利用いただくこととしております。

続きまして、商業支援でございますけれども、新サービス創出応援補助金とスタンプラリー消費回復応援事業についてご説明を申し上げます。

初めに、新サービス創出応援補助金でございますけれども、3密の回避のほか、外出自粛や店舗の休業、時間短縮などの要請を受けて売上げが落ち込んでいる町内飲食事業者が、新たなサービスとしてテイクアウトや宅配（デリバリー）などの経営の多角化や売上げの確保をする取り組みに対して、初期経費を補助するものでございます。

対象となりますのは、町内の飲食事業者の方が新たに行うサービスを実施するために必要となる経費で、テイクアウト用の包装容器等の購入費用や広告・宣伝に係る費用、また、配達用の保冷・保温ボックスなどの購入費用等を補助対象経費としております。申請期間は8月31日までとしており、補助限度額は20万円となっております。

次に、スタンプラリー消費回復応援事業は、町商工会への委託事業として商工会主催により実施する事業でございますけれども、町内における消費の喚起を促し、新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している飲食業や小売業などを営む事業者の経営回復や経営の安定化を図るために実施するものでございます。

6月と7月の2回に分けてスタンプ用紙を全戸に配付し、町内の5店舗で千円以上のご利用をいただいた方全員に千円分の商品券を進呈し、町内事業所の売上げの増加と町民の皆様の家計への支援として実施をしております。

以上、現在までの町独自による支援策について申し上げましたけれども、今後につきましても、これからの経済活動の進捗や町内企業の状況などを注視しながら、国や県、また関係機関等からの情報も得る中で、町内事業所が必要とする支援策を講じてまいりたいと考えております。

5番（中島君） 町長、担当課長より、分かりやすく明確に答えていただきました。

町税の収入額につきましては、このような状況下でございます。全体的には、昨日、同僚議員の答弁にもございましたが、今後とも持続可能な財政運営に努めていただきたいと思います。

町税の納入につきましては1年の猶予が受けられ、固定資産税など、既に納期限が過ぎている未納の町税についても、遡って、この特例制度が受けられる、また、納付方法にかかわらずということで、口座振替に関しましても止めてくれるということなので、私たちも税の納入・滞納に対する不安が解消される部分があります。

そして、これら町税の猶予に関しましては、役場総務課の収納推進室で柔軟に対応、相談できるということなので、この感染症における徴収猶予の特例制度を活用しながら、賃金減少への対応などしていただければいいかと思います。

そして、事業所の支援につきましては様々な視点から取り組まれ、融資についての利用件数は74件、2億7千万円を超えている実績となっておるということで、今後も融資の手続きが増えていくということで、融資額、倍の6億を増額して支援がなされるということで、また商工会との連携協力にて迅速に対応していることに感謝を申し上げます。

これからも、雇用助成金のほか、製造業においては先の見通しに不安を持つ分野もございますので、経済回復策と併せて引き続きの支援のほどをお願いいたします。

前回の議会の後、感染症に対する対応策、支援策を各担当課長や職員の皆様にお聞きしたところ、各所管の部署が支援策、対応策を考えて打ち出しても、それが町民の皆様の支援になるのか、制度等も利用してもらえるのか、また事業所のための支援につながるのかを真剣に考え悩んでいる姿に感銘を受けました。

この経験のない人類初のウイルスに対し、みんなが努力し、考えながら行動しています。あれから2か月が過ぎ、現在は各企業におかれましても、この感染拡大予防対策が取られ、今までと違う環境でお仕事をされている事業所が見られます。小中学校も再開され、朝、元気よく児童が登校している姿が見られます。それと同時に給食も始まりました。町内の商業をはじめ、飲食店の経営者の方々も3密の回避を考え、お客様へ安心安全を考えた営業をしておられるとも増えてまいりました。ご利用していただくお客様には3密回避へのご理解、マスク等のご協力をいただきますが、安心して町内の商業店舗、飲食店等をご利用いただければと思います。

これも、2月27日に感染症対策本部が設置され、感染症への対応の呼びかけがなされ、町民の皆様が現在まで感染症と向き合い、予防していただいた結果だと思っております。後は生活の安心・安全と、いつから行事やイベントなどが始められるかだと思います。

政府は、この100年に一度と言われる感染症対策に対応するため、1次補正、2次補正で、合わせて事業費総額200兆円を超える補正予算案を打ち出しており、その中には、これらの感染症との共存を考えた生活環境に向け、医療体制の整備、雇用調整助成金及び学生への支援等の強化策をはじめ、観光面ではGo Toキャンペーンとして旅行費補助などの消費喚起策、さらには、これからの感染症との新しい生活様式の対策としてスマートライフ実現のためのAIシミュレーション事業、企業へのIT導入補助金の特別枠など、数々の政策が組み込まれております。それぞれの対応につきましても、各関係機関の方々の力が必要でございます。

また、感染症での違った側面から研究をしているフィンランドの環境研究所は、ロックダウンなどの影響で世界の感染拡大防止中において、温室効果ガスについて分析したところ、CO₂の排出量が世界でかなり減少しており、中国においては25%も減少していたということでございます。しかし、人々の往来が増えれば必然的に元に戻るとの見解も示しております。

まとめとしまして、緊急事態宣言が解除された後も祭典の実行委員会、各区会、分館、地域役員の皆様をはじめ、PTA役員、各種交流団体責任者の皆様におかれましては、それぞれのお立場から感染拡大防止のため、もし感染予防ができなかったらを考え、行事や催事に対し行動していただいていることに頭が下がります。

これまで、歴史上、私たち人類は困難を克服、また様々な共存策を考え、このような感染症におびえることなく、生活や仕事、そして学業、さらにはイベントなど楽しくできる日が必ずやってきます。まずは、そのための準備期間として、もう少しの間、住民の皆様のお知恵とご協力、そしてご理解を求めていくところだと思います。

そして、私自身も議員として、このウイルスを自らも人々に感染させないことを考えながら、坂城町の感染症対策後の皆様の安心安全の生活と経済発展のためにも、国や県にも働きかけていかなければなりません。昨年の台風19号以来、新型コロナウイルス感染症予防、そして松本、飛騨地域を中心に起こっている群発地震など、災害に対するアンテナとデマ情報に流されないよう、自分自身の命を守るための行動を心がけていただきながら、新しい生活様式を考え、その先へ進みましょう。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、通告のありました10名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから明日11日までの2日間は、委員会審査等のため、休会にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） ご異議なしと認めます。よって、ただいまから明日11日までの2日間は、委員会審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は、6月12日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。
本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午前10時46分)

